

おくやみハンドブック



喜多方市

## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

喜多方市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

喜多方市役所

## 事前準備について

喜多方市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

### 持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」を  
ご確認ください。



STEP 2

### 委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。  
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

### 各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き  
ページをご覧ください。

STEP 4

### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、喜多方市役所へお越しください。

## 来庁時必ずお持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類** (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印** (※相続人代表及び喪主)
- 預貯金通帳、銀行届出印** (※相続人代表及び喪主、年金請求者)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの (年金手帳及び年金証書)**
- 国民健康保険 (後期高齢医療) 資格確認書または資格情報のお知らせ (健康保険証)**

※国民健康保険の世帯主が亡くなされた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ (健康保険証)

※亡くなられた方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの (葬祭の領収書、会葬礼状など)

- 介護保険被保険者証**

- 重度心身障害者医療費受給者証**

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

### 本人確認書類について

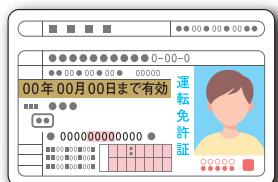
- 1点で本人確認できる書類 (顔写真付きに限る)**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険 (後期高齢者医療) 資格確認書または資格情報のお知らせ (健康保険証)、介護保険被保険者証、診察券、医療受給者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul> <p>など宗教ごとの行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (43 ページ参照)</li> </ul>	
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	(45 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (45 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (46 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

喜多方市で必要な手続きについては 7 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

## 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8～P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入、または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入、または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入、または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
農地	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	農地を貸していた	
	<input type="checkbox"/>	農地を借りていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	農地等に係る贈与税・不動産取得税の納税猶予を受けていた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.15
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税が課税されていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・農耕車を所有していた	P.17
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または要介護認定を受けていた	P.18

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	在宅重度障がい者対策事業給付券（ストマ、おむつ券）を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	人工透析患者通院費の助成を受けていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた（日常生活用具のストマ装具利用者など）	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格者証を交付されていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	子育て応援パスポート（ファミたんカード）を交付されていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	

区分	✓	該当事項	詳細ページ
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	下水道事業等受益者負担金・分担金を納付中であった	P.30
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	P.31
墓地	<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	合葬式施設に生前登録していた	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.34
	<input type="checkbox"/>	道路(市道)を占用していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	河川用地を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	法定外公共財産(赤道・青水路)を使用していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	建物の所有者が亡くなり空き家となったので利活用や処分をしたい	P.38
	<input type="checkbox"/>	山林を所有していた	P.39

## 1. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続き カードの破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。  マイナンバーカード・個人番号通知カード・個人番号通知書は返却していただく必要はありません。住民基本台帳カードは返却してください。亡くなられた方のマイナンバーが必要となる場合がありますので、すべての手続きが完了してから破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0241-24-5226

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。  同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0241-24-5225

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 保険証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証または資格確認書を回収します。	なし
※市役所本庁または各総合支所への返却が難しい場合は、はさみなどで細かく裁断してから処分してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証または資格確認書	保健課 ☎ 0241-24-5224

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳	保健課
<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	☎ 0241-24-5224

#### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	保健課
<input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳など	☎ 0241-24-5224

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き④ 「相続人に関する届出書」の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の国民健康保険税の納付または還付に関する書類は、相続人の代表者にあらためて通知いたします。	税務課から『相続による納税義務の承継についてのお知らせと提出のお願い』を送付してから30日以内
手続き可能な人	相続人代表者となる方 ※相当の期間内に「相続人に関する届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。
必要なもの	問い合わせ先 税務課 市民税班 ☎ 0241-24-5217
<input type="checkbox"/> 『相続人に関する届出書』 ※税務課から送付いたします	

MEMO

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 保険証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証または資格確認書を回収します。	なし
※市役所本庁または各総合支所への返却が難しい場合は、はさみなどで細かく裁断してから処分してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	保健課 ☎ 0241-24-5224

### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなれたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か後期高齢者医療保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保健課 ☎ 0241-24-5224

### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳など	保健課 ☎ 0241-24-5224

### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金に加入、または受給していた

##### 手続き 未支給年金請求等

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。</p> <p>※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。</p>	<b>お問い合わせください。</b>
<b>必要なもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの</li> </ul>	<b>手続き可能な人</b> <b>お問い合わせください。</b>
<b>必要なもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの</li> </ul>	<b>問い合わせ先</b> <b>会津若松年金事務所</b> <b>☎ 0242-27-5321</b> <p>※お近くの年金事務所でも手続きはできますので、お問い合わせください。</p> <b>市民課</b> <b>☎ 0241-24-5226</b>

#### 厚生年金に加入、または受給していた

##### 手続き 遺族厚生年金請求等

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。</p>	<b>お問い合わせください。</b>
<b>必要なもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの</li> </ul>	<b>手続き可能な人</b> <b>お問い合わせください。</b>
<b>必要なもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの</li> </ul>	<b>問い合わせ先</b> <b>会津若松年金事務所</b> <b>☎ 0242-27-5321</b> <p>※お近くの年金事務所でも手続きはできますので、お問い合わせください。</p>

## 共済年金に加入、または受給していた

### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	お問い合わせください。

## 農業者年金を受給していた

### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJA・農業委員会を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出していただくことになりますので、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	ご遺族の方 問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎ 0241-24-5255

MEMO

## 4. 農地に関する手続き

### 農地を所有していた

#### 手続き 農地の所有者変更に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、相続手続き完了後に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出してください。	お問い合わせください。
手続き可能な人	
相続人	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登記完了証の写し	農業委員会事務局 ☎ 0241-24-5255

### 農地を貸していた

#### 手続き 農地中間管理機構を通じて農地を貸していた場合に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなっていた方が農地を貸していた場合、所有者の変更が必要となるため、機関へ契約内容変更届の提出をしてください。	お問い合わせください。
手続き可能な人	
相続人	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの）	農業委員会事務局
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの）	
<input type="checkbox"/> 登記の完了したことが分かる書類	☎ 0241-24-5273

MEMO


**農地を借りていた**
**手続き① 農業委員会を通じて農地を借りていた場合に係る手続き**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を農地法等により借りていた場合は自動的に解約となり、相続人が契約を継続する場合は改めて貸借の契約が必要となります。	お問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの）	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの）	農業委員会事務局 ☎ 0241-24-5255

**手続き② 農地中間管理機構を通じて農地を借りていた場合に係る手続き**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を借りていた場合、借受者の変更が必要となるため、機構へ契約内容変更届の提出をしてください。	お問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの）	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの）	農業委員会事務局 ☎ 0241-24-5273


**農地等に係る贈与税・不動産取得税の納税猶予を受けていた**
**手続き 免除に係る手続き**

手続き詳細	期 限
農地に係る贈与税の納税猶予または不動産取得税の徴収猶予を受けていた場合、贈与者・受贈者のいずれかが死亡した場合、納税免除の届出書を提出してください。	お問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日が確認できる除籍抄本	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日が確認できる除籍抄本	農業委員会事務局 ☎ 0241-24-5255

## 5. 税金に関する手続き

### 市税の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。 ※亡くなられた時期により、翌年度の課税が発生する場合があります。	納税通知書に記載の納期限まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 紳税通知書	相続人の方
問い合わせ先	税務課 税制収納班 ☎ 0241-24-5219

#### 手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続人の方
問い合わせ先	税務課 税制収納班 ☎ 0241-24-5219

MEMO

## 市民税・県民税が課税されていた

### 手続き 「相続人に関する届出書」の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方へ市民税・県民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者にあらためて通知いたします。	税務課から『相続による納税義務の承継についてのお知らせと提出のお願い』を送付してから30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 『相続人に関する届出書』 ※税務課から送付いたします	<b>相続人代表者となる方</b> ※相当の期間内に「相続人に関する届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することができます。 <b>問い合わせ先</b> 税務課 市民税班  0241-24-5217

## 固定資産を所有していた

### 手続き 「相続人に関する届出書」の提出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、納税などの管理をしていただく相続人の届出が必要になります。  ※相続登記の義務化に基づき、所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局で手続きをしてください。	税務課から『相続による納税義務の承継についてのお知らせと提出のお願い』を送付してから30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 『相続人に関する届出書』 ※税務課から送付いたします  <b>【法定相続人以外の方が相続される場合】</b> : 遺言など 自筆証書遺言は、自宅でまたは法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。	<b>相続人代表者となる方</b> ※相当の期間内に「相続人に関する届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することができます。 <b>問い合わせ先</b> 税務課 固定資産税班  0241-24-5218

## 5. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・農耕車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	税務課から『相続による納税義務の承継についてのお知らせと提出のお願い』を送付してから30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手續者の本人確認書類	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族 ③上記から委任された方
問い合わせ先	税務課 税制収納班 ☎ 0241-24-5219

#### 手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手續を行う方の本人確認書類	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族 ③上記から委任された方
問い合わせ先	税務課 税制収納班 ☎ 0241-24-5219

## 6. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または要介護認定を受けていた

#### 手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	亡くなられた日から14日以内
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢福祉課 ☎ 0241-24-5231

..... MEMO .....

## 7. 福祉に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還の届出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	どなたでも可  問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支給障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人※の振込口座が分かるもの  ※亡くなられた方の配偶者または扶養義務者で、死亡時に生計を同じくしていた方	親族  問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

MEMO



## 特別障害者手当を受給していた

## 手続き

### 特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支給特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人※の振込口座が分かるもの  ※亡くなられた方の配偶者または扶養義務者で、死亡時に生計を同じくしていた方	親族  問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

## MEMO

## 7. 福祉に関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【保護者が亡くなられた場合】

##### 手続き

##### 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出 (受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	親族
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	こども課 ☎ 0241-24-5229

#### 【児童が亡くなられた場合】

##### 手続き

##### 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	問い合わせ先
なし	こども課 ☎ 0241-24-5229



## 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院医療・育成医療)	社会福祉課 ☎ 0241-24-5276



## 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

### 手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書等の提出

手続き詳細	期 限
以下の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。	速やかに
<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金を支払っていた方</li> <li>・障がい者本人</li> <li>・年金管理者</li> </ul>	手続き可能な人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金を支払っていた方</li> <li>・障がい者本人</li> <li>・年金管理者</li> </ul>
必要なもの	問い合わせ先
それぞれの場合で必要なものが異なりますので、社会福祉課にお問い合わせください。	社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

## 7. 福祉に関する手続き

### 重度心身障害者医療費の助成を受けていた

## 手続き

重度心身障害者医療費受給者証の返還及び、  
重度心身障害者医療費受給者証返還届書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費の助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。重度心身障害者医療費受給者証を返還してください。振込先として、本人名義の口座を指定していた場合は、相続人名義の口座への変更が必要です。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座の分かるもの	親族
	問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

### 在宅重度障がい者対策事業給付券(ストマ、おむつ券)を利用していた

## 手続き

在宅重度障がい者対策事業受給資格喪失届の提出、  
未使用分の給付券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度障がい者対策事業給付券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。喪失届を提出し、未使用分の給付券があれば返却してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未使用分の在宅重度障がい者対策事業給付券	親族
	問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

MEMO

## 人工透析患者通院費の助成を受けていた

### 手続き 通院費助成金受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が人工透析患者通院費の助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。喪失届を提出してください。振込先として、本人名義の口座を指定していた場合は、相続人名義の口座への変更が必要です。未請求分の通院費があれば請求の手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座の分かるもの	親族 問い合わせ先 社会福祉課 <b>☎ 0241-24-5276</b>

## 高齢者福祉サービスを利用していた

### 手続き 緊急通報システム事業利用の場合…機器の撤去 給付・助成事業利用の場合…未使用分の券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者福祉サービスを利用していた場合、死亡日をもって終了の連絡・利用券の返却が必要となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 配食サービス…廃止届の提出 <input type="checkbox"/> 緊急通報システム事業…機器撤去の連絡（電話で可） <input type="checkbox"/> 高齢者介護用品給付事業…未使用分の給付券 <input type="checkbox"/> 高齢者福祉タクシー利用助成事業…未使用分の助成券 <input type="checkbox"/> 高齢者おでかけ助成事業…未使用分の助成券 <input type="checkbox"/> 訪問理美容サービス事業…未使用分の給付券 <input type="checkbox"/> 高齢者世帯等除雪支援事業…未使用分の助成券 <input type="checkbox"/> 高齢者身元確認QRコード事業…未使用分のシール	親族・ケアマネジャー 問い合わせ先 高齢福祉課 <b>☎ 0241-24-5230</b>

## 7. 福祉に関する手続き

### 児童通所施設を利用していた

#### 手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付決定保護者だった場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

### 障害福祉サービスを利用していた

#### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

### 地域生活支援事業を利用していた（日常生活用具のストマ装具利用者など）

#### 手続き 障がい者地域生活支援事業廃止届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。廃止届を提出してください。 「重度障害者タクシー料金助成事業」を利用していった場合、死亡日をもって助成券の返却となります。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 重度障害者タクシー料金助成事業…未使用分の助成券	社会福祉課 ☎ 0241-24-5276

## 8. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。</p> <p>児童が亡くなられた場合は、喪失または額改定の手続きが必要となります。</p>	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳または、キャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード など <p>※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。</p>	<p>【受給者が亡くなられた場合】 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護養育する方</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者</p> <p>問い合わせ先</p> <p>こども課 ☎ 0241-24-5229</p>

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給者死亡届(未支払手当請求書)提出

手続き詳細	期 限
<p>受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。</p> <p>児童が亡くなられた場合は、資格喪失または額改定の手続きが必要となります。</p>	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きをを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡が確認できる書類(除籍された戸籍抄本、死亡診断書など)	<p>【保護者が亡くなられた場合】 親族</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者</p> <p>問い合わせ先</p> <p>こども課 ☎ 0241-24-5229</p>

## 8. 子どもに関する手続き

### 子ども医療費受給資格者証を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返納

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。受給者が亡くなられた場合、受給者の変更手続きが必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費受給資格者証	児童の保護者
	問い合わせ先 こども課 ☎ 0241-24-5229

### ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた

#### 手続き 受給資格者証の返納

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付していた保護者が亡くなられた場合、その受給資格は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 児童が亡くなられた場合は、喪失または変更の手続きが必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給資格者証	【保護者が亡くなられた場合】 親族 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者
	問い合わせ先 こども課 ☎ 0241-24-5229

MEMO

## 子育て応援パスポート（ファミたんカード）を交付されていた

### 手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
お子さんが亡くなられた場合、交付されていたカードは死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 交付されていた子育て応援パスポート（ファミたんカード）	児童の保護者
	問い合わせ先
	こども課 ☎ 0241-24-5229

## 養育医療券を交付されていた

### 手続き 養育医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券	乳児の保護者
	問い合わせ先
	保健課 ☎ 0241-23-5834

..... MEMO .....

## 9. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き① 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更(使用者名義や支払口座の変更など)または閉栓手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課お客さまセンター ☎ 0241-22-1507 上下水道課 ☎ 0241-24-5250

#### 手続き② 世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
地下水を家庭用として使用している場合、使用人数により下水道使用料が変わることがあるのでお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 ☎ 0241-24-5250

..... MEMO .....

## 下水道事業等受益者負担金・分担金を納付中であった

### 手続き 受益者変更の手続き

手続き詳細	期 限
下水道事業等受益者負担金・分担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更手続きが必要になります。 <u>※郵送手続き可。ご連絡いただければ受益者変更届をお送りします。</u>	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受益者変更届	親族など
	問い合わせ先 上下水道課 ☎ 0241-24-5250

## 浄化槽を使用していた

### 手続き 浄化槽管理者変更報告書、休止届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽管理者である場合、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要です。 また、1年以上浄化槽を使用しない時は、休止届を出すことができますので詳細はお問い合わせください。 <u>※浄化槽管理者とは一般的に世帯主もしくは建物の所有者です。</u> <u>※休止届の提出には事前に指定業者による使用休止のための清掃が必要です。また、使用を再開する場合は、使用再開届の提出と指定業者の保守点検が必要です。</u>	変更があった日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	親族など
	問い合わせ先 上下水道課 ☎ 0241-24-5250

MEMO

## 10. 市営住宅に関する手続き

### 市営住宅に入居していた

#### 【名義人が亡くなられた場合】

##### 手続き 入居承継または退去の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅の名義人だった場合、同居人が承継（名義変更）し、引き続き入居できる場合があります。 ※承継には条件がありますので詳細はお問い合わせください。 なお、他に同居人がいない場合や承継の条件を満たさない場合は退去手続きが必要です。入居時に納付した敷金は、退去後に親族または相続人に返還します。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 同居人、親族、相続人など
必要なもの	問い合わせ先
<p>【承継が可能で、遺族等が引き続き入居する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市営住宅入居承継申請書</li> <li><input type="checkbox"/> 承継する方の印鑑</li> <li><input type="checkbox"/> 連帯保証人の連署する請書</li> <li><input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 連帯保証人の市税完納証明書（納税証明書）</li> <li><input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得証明書</li> </ul> <p>【退去する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市営住宅返還届</li> <li><input type="checkbox"/> 親族または相続人の預金通帳</li> <li><input type="checkbox"/> 親族または相続人の印鑑</li> </ul>	都市整備課営繕住宅係 ☎ 0241-24-5246

#### 【同居人が亡くなられた場合】

##### 手続き 同居者等異動届の提出

手続き詳細	期 限
同居人が亡くなられた場合は「市営住宅同居者等異動届」を提出してください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 名義人
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市営住宅同居者等異動届</li> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</li> </ul>	都市整備課営繕住宅係 ☎ 0241-24-5246

## 11. 墓地に関する手続き

### 市営墓地を使用していた

#### 手続き 使用権の承継手続き

手続き詳細	期 限
市営墓地の使用者が亡くなり、引き続き墓所を利用する場合は、使用権の承継手続きが必要です。 <u>※郵送手続き可。</u>	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
該当する墓地によって手続き場所が異なります。各所へお問い合わせください。	<p>親族・縁故者</p> <p>問い合わせ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上ノ山墓地公園 市民生活課 ☎ 0241-24-5285</li> <li>・治平家北墓地 熱塩加納総合支所住民課 ☎ 0241-36-2112</li> <li>・別府墓地、西岡新墓地 塩川総合支所住民課 ☎ 0241-27-2400</li> <li>・高郷墓地公園 高郷総合支所住民課 ☎ 0241-44-2113</li> </ul>

MEMO

## 11. 墓地に関する手続き

### 合葬式施設に生前登録していた

#### 手続き① 使用権の承継手続き

手続き詳細	期 限
合葬式施設に生前登録をしていた方を納骨する場合は、使用権の承継手続きが必要です。 <u>※郵送手続き可。</u>	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人 さいし 祭祀を行う方
<input type="checkbox"/> 承継者の住民票（本籍記載のもの） <input type="checkbox"/> 生前登録者と承継者の親族関係を証明する書類 （戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 喜多方市上ノ山墓地公園使用許可書	問い合わせ先 市民生活課 ☎ 0241-24-5285

#### 手続き② 納骨の予約

手続き詳細	期 限
合葬式施設に生前登録をしていた方を納骨する場合は、事前に予約が必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人 さいし 祭祀を行う方
電話で予約することができます。詳細は窓口へお問い合わせください。	問い合わせ先 市民生活課 ☎ 0241-24-5285

MEMO

## 12. その他の手続き

### 家財整理をしたい

#### 手続き 環境センター山都工場へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>家財整理による粗大ごみや多量のごみは、集積所に出すことはできませんので、直接、環境センター山都工場に持ち込むか、市の許可を持つ廃棄物収集運搬許可業者に処理（有料）を依頼してください。</p> <p>同居のご家族以外の方が、環境センター山都工場にごみを持ち込みする場合は、市役所が発行する書類の提示が必要です。事前に市民生活課または、各総合支所住民課へ問い合わせてください。</p> <p><u>※家電リサイクル品など、処分できない物がありますので、事前にお問い合わせください。</u></p>	<b>なし</b> （搬入日当日にお持ちください）
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 運転手の運転免許証</li> <li><input type="checkbox"/> 搬入者本人の住所表記のある公的身分証明書 (運転免許証でも可能)</li> <li><input type="checkbox"/> 同居のご家族以外の方が搬入する場合は、市で発行するごみの発生場所の確認書</li> <li><input type="checkbox"/> ご家族以外の方が無償で搬入する場合は、市で発行する運搬者への委任状</li> </ul>	<b>市民生活課</b> <b>☎ 0241-24-5285</b>

MEMO

## 12. その他の手続き

### 道路(市道)を占用していた

#### 手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は道路占用は廃止の手続きを、名義の変更をする場合は権利譲渡の手続きを行ってください。	できるだけ速やかに
手続き可能な人	原則、親族または相続人 ※申請者(亡くなられた方)との関係性が分かるものが必要な場合があります。
問い合わせ先	建設課 ☎ 0241-24-5245 総合支所

### 河川用地を占用していた

#### 手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は許可申請書による廃止手続きを、名義の変更をする場合は権利譲渡の手続きを行ってください。	できるだけ速やかに
手続き可能な人	原則、親族または相続人 ※申請者(亡くなられた方)との関係性が分かるものが必要な場合があります。
問い合わせ先	建設課 ☎ 0241-24-5245 総合支所

## 法定外公共財産（赤道・青水路）を使用していた

### 手続き 使用申請の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
使用申請を廃止する場合は原状回復届による廃止の手続きを、名義の変更をする場合は権利譲渡の手続きを行ってください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 許可内容が分かるもの（許可書）            ※手続き書類には押印が必要です。            ※内容によっては住民票などの戸籍が分かるものが必要な場合があります。            ※必要な手続きや書類については、必ず事前に担当窓口へお問い合わせください。</p>	建設課  0241-24-5245 総合支所

MEMO

## 12. その他の手続き

### 犬を飼っていた

#### 手続き 犬の登録事項の変更

手続き詳細	期 限
<p>犬の新所有者は、所有者の変更の届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の所在地が「市内」になる場合 犬の登録事項変更届が必要になります。</li> <li>・犬の所在地が「市外」になる場合 新しい飼い主の方がお住まいの市区町村にて犬の転入手続きが必要です。手続きの詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。</li> </ul>	<p>所有者になった日から30日以内（生後90日経過後30日以内）</p> <p>手続き可能な人 <b>新しい犬の所有者</b></p>
<p>○マイクロチップが装着されている犬 (「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトへの登録)</p> <p>犬の所有者を変更する場合、オンライン申請または郵送紙申請があります。 手続きの詳細については「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにて申請方法を確認してください。</p> <p>○マイクロチップが装着されていない犬 【犬の所在地が「市内」になる場合】 <input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届出書（第4号様式） 【犬の所在地が「市外」になる場合】 <input type="checkbox"/> 犬鑑札</p>	<p>問い合わせ先 <b>市民生活課</b>  0241-24-5261</p>

MEMO


**建物の所有者が亡くなり空き家となつたので利活用や処分をしたい**
**手続き① 空き家バンク登録の相談**

手続き詳細	期 限
居住する予定のない空き家について、有効活用するために、空き家バンク登録の相談を行っております。 詳細はお問い合わせください。	なし  手続き可能な人  相談時はどなたでも可能ですが、申請は、登記名義人
必要なもの	問い合わせ先
登録を希望される場合は、登録申込書などが必要です。	都市整備課建築景観係 ☎ 0241-24-5267

**手続き② 空き家解体補助制度の相談**

手続き詳細	期 限
居住する予定のない空き家について、解体をする場合の補助制度があります。 要件に該当した場合、解体費用の一部を補助します。なお、補助件数には限りがあります。 詳細はお問い合わせください。	当該空き家を使用しなくなつてから1年以上経過後が対象  手続き可能な人  相談時はどなたでも可能ですが、申請は、空き家の登記名義人または法定相続人
必要なもの	問い合わせ先
補助申請される場合は、補助金交付申請書などが必要です。	都市整備課建築景観係 ☎ 0241-24-5267

MEMO

## 12. その他の手続き

### 山林を所有していた

#### 手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が山林の土地を所有しており、その土地を相続された方は、森林の土地の所有者届出書の提出が必要となります。 ※相続登記の義務化に基づき、所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局で手続きをしてください。	相続登記の完了日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続した山林の登記事項証明書または登記完了証 (いずれも写し可) <input type="checkbox"/> 相続した山林の位置を示す図面 (任意の図面に大まかな位置を記入)	山林を相続した人

MEMO

## MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却	速やかに	健康保険資格確認書（健康保険証）やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b>            遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳または年金証書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、受取人の預金通帳など振込先口座番号とカナ氏名が分かるもの、受取人のマイナンバーが分かるもの</p> <p><b>【手続き先】</b>            お近くの年金事務所</p> <p><b>【その他】</b>            遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給される場合もあります。</p>

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		喜多方税務署 ☎ 0241-24-5050
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	市役所税務課へ「廃業届」の提出が必要です。
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		税務課 市民税班 ☎ 0241-24-5217
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

## 改葬・墓じまいの手続きについて

### 1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- 受入証明書もしくは永代使用許可書

### ▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

### 2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の使用者が管理者から、改葬許可申請書に埋葬証明をしてもらいます。

### 3 改葬許可の申請及び改葬許可証の受領

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

#### ▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書もしくは永代使用許可書・申請者の本人確認書類・申請者と故人の関係が分かる戸籍証明書

※申請者とお墓の使用者が同一でない場合は必要書類が異なりますので、詳しくは市民課へお問い合わせください。

### 4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しあは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

### 5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課

☎ 0241-24-5225

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	喜多方警察署 ☎ 0241-22-5111
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健福祉事務所へお問い合わせください。	会津保健福祉事務所 ☎ 0242-29-5289
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	喜多方税務署 ☎ 0241-24-5050
不動産登記 ※令和6年4月1日から、相続登記が義務化	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	福島地方法務局若松支局 ☎ 0242-27-1501

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約		
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約		
電気・ガス	<input type="checkbox"/>			
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>			
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515	

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

..... MEMO .....

## 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

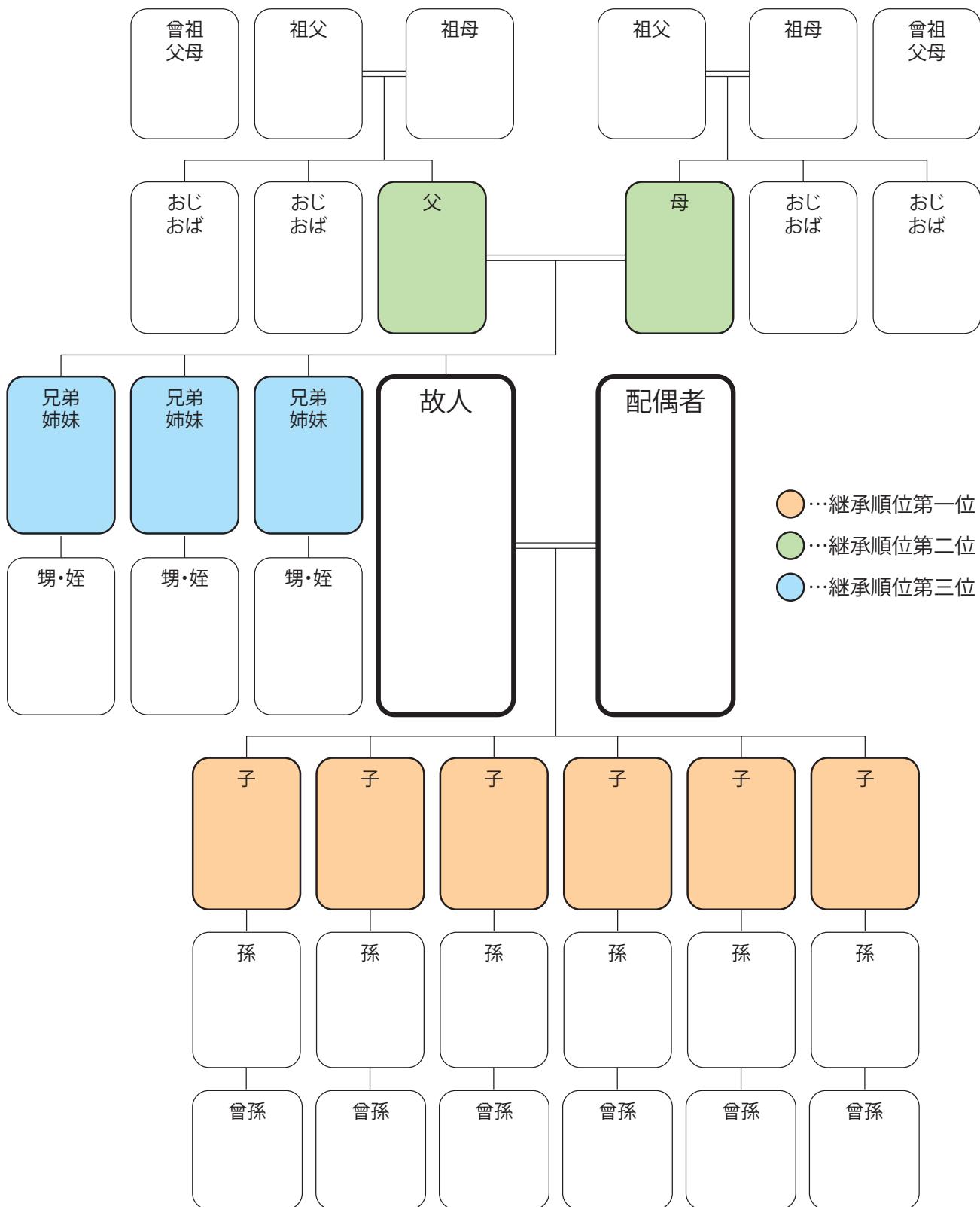
委任状

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、不動産については、不動産の所在する市町村の役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

## MEMO

## 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

## 故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

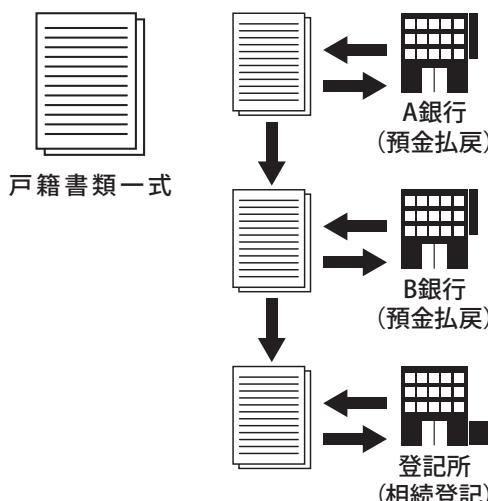
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

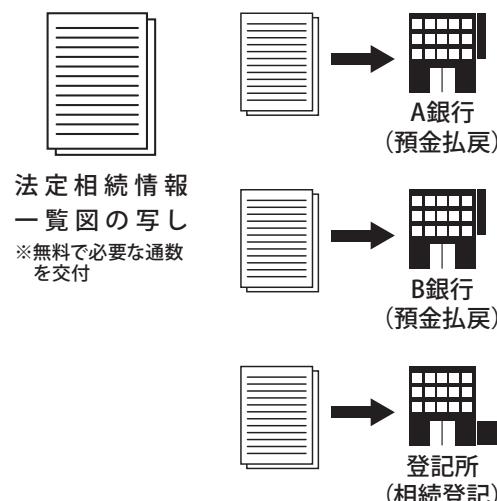
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

## 制度の概要

### ①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



### ②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



### ③利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

## MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

注意：委任者（頼む方）がすべて直筆で記入してください。

## 委 任 状

喜多方市長

令和 年 月 日

### 委任者（頼む方）

住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

私は、下記の者を代理人として交付申請、受領または届出に関する行為を委任します。

### 受任者（窓口に来庁される方） ※窓口で本人確認書類の提示が必要です。

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 委任者（頼む方）との関係 \_\_\_\_\_

必要な方について記入 (本人の場合は□して記入省略可)	氏名	□本人	生年月日	年 月 日
	住所			
戸籍関係を請求する場合は必ず記入	本籍	□住所に同じ 喜多方市	筆頭者	

必要な証明書等に □ してください。（ ）内は○をつけるか、必要な事項を記入してください。

住民票関係	□住民票謄本（全員） □住民票抄本（個人）		□その他（ ）
	※省略したい場合	□本籍・筆頭者 □世帯主・続柄	注意：個人番号・住民票コード入りの 住民票は本人宛に郵送となります。
戸籍関係	□戸籍謄本	□戸籍抄本	□除籍（謄本・抄本）
	※委任する証明書の種類がわからない場合、だれのどのような証明が必要か記入してください。 例：〇〇（氏名）の出生から死亡までの戸籍、死亡の記載されている戸籍・・・・ ( )	□原戸籍（謄本・抄本）	
	□戸籍の附票（全員・一部）	※記載したい場合	□本籍・筆頭者 □在外選挙登録地 ※証明が必要な住所を記入 ( )
係	□身分証明書	※本人のものに限る	□その他（ ）
住民異動関係	□転入	□転出	□転居 □国民健康保険（加入・脱退） □その他（ ） □顔認証マイナンバーカードの券面変更
その他	( )		

◆委任状を偽造したり、不正に使用すると法律により刑罰の対象となります。

MEMO

MEMO

## MEMO



遺品整理・生前整理・特殊清掃

遺品整理士の資格を取得している  
スタッフがお伺いします



故人様やご遺族様の想いに寄り添って、  
遺品整理いたします。

## △こんな時にはお気軽にご相談ください △

大切な人の思い出を  
ゴミとして捨てられ  
たくない

### 遺品整理

自分が亡くなった  
あと、家族に迷惑を  
かけたくない

### 生前整理

どこから  
片づけていいのか  
わからない

### ゴミ屋敷の清掃

そのまま  
処分するのは  
もったいない

### 遺品のお買取り

汚染物撤去や除菌・  
消臭など自分だけ  
ではできないもの

特許取得済の消臭技術  
「花輪式」は  
リフォーム要らずで  
スピーディーに完全消臭！  
今まで臭いが取れなかった  
建材にも対応しております。

### 特殊清掃

Before



After



見積もり・ご相談  
無料

0120-295-100

ひとものがたり 会津  
会津若松市建福寺前8-25



LINE公式

@269iqhnl

受付時間 9:00~18:00

担当者直通 090-2793-7078

会津若松 ひとものがたり

検索



# 空き家 相談会 実施中

～相談無料～

- ・建物が老朽化している
- ・家財品がそのままになっている
- ・遠方に住んでいるため管理が難しい
- ・空き家のほかにも農地がある など

様々なお悩み  
お気軽にご相談ください

相続した不動産でお困りの方はお気軽にご連絡ください

**不動産の売買は  
地元で長年にわたる信頼と実績の  
リーガル企画におまかせください**

経験豊富なスタッフが  
円滑な不動産取引をお手伝いいたします



 有限会社  
**リーガル企画**

福島県知事免許(5)第2452号

0241-22-6851

喜多方市字百苅田7531番地1  
9:00~18:00 (毎週水曜定休)  
✉ info@legal-ki.co.jp

ホームページ

リーガル企画  検索

<https://www.legal-ki.co.jp/>



相続手続きは  
**わたなべ行政書士事務所**  
におまかせください



遺産分割

遺言

各種相続手続き

生前贈与

相続は、不動産の名義変更だけでなく、銀行預金の相続や  
株式・金融資産の相続、各種届出など多岐にわたります。

当事務所は「**不動産」「相続」を専門**としており、相続財産の分け方や利活用方法まで  
ご提案いたします。相談は**無料**です。お気軽にご連絡ください。

 **わたなべ**  
行政書士事務所

5月以降に事務所を移転して  
連絡先が変わります。

お問い合わせ先

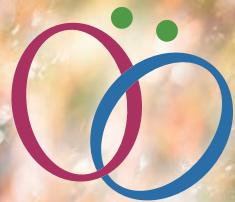
**(新) 0241-26-0959**  
**(旧) 070-8974-5674**

住所

**(新) 喜多方市字西四ツ谷294番地**  
**(旧) 喜多方市字百苅田7531番地1**



営業時間：10:00~18:00  
MAIL : [watanabe.fp.office@gmail.com](mailto:watanabe.fp.office@gmail.com)



えんの旅

# 想いと縁を旅に。 あなたの“叶えたい”から創る、 新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人とのご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えぼこんな旅

1周忌や3回忌に。  
大切な思い出の場所を  
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所  
や、思い出の時間が待つ土地へ。  
初めて出会った場所やプロポーズの地、  
一緒に泊まった旅館など、旅をしながら  
故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。

子どもたちへ  
プレゼントする  
三世代旅行

「結婚や就職で遠くに離れて住むこと  
になった息子・娘と旅行に行きたい」  
「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風  
に思うことはありませんか？思い  
切って、お予さんたちへのサプライズ  
旅行と一緒に計画しましょう。  
思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！  
一人旅行で  
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、  
自分へのご褒美に。ワクワク感を満た  
し、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。  
季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ

えんの旅



0120-302-282

(一社)全国旅行業協会正会員  
東京都知事登録旅行業第2-8325号

受付時間:9:00~18:00 HP:<https://en-no-tabi.jp>

えんの旅



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

保険金定額  
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

# 終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の  
おすすめポイント

1  
Point

最高100歳まで保障

**85歳10ヶ月  
まで申込可能!!**

2  
Point

加入審査も  
**告知だけ**  
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例)70歳の場合

月々 **2,500円** で **100万円** 保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》

ベル少額短期保険株式会社

所 在 地：812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号  
電 話：092-474-4444  
登録番号：福岡財務支局長（少額短期保険）第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください

FREE **0800-919-0286**

【受付時間】平日10:00～17:00



▲Webでの  
お申し込みは  
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2409-001

発 行 喜多方市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025年5月

